

お知らせ 特別弔慰金の申請は
お済みですか

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき、ご遺族に額面 25 万円、5 年償還の記名国債が支給されます。

【対象となるご遺族の条件】

- 平成 27 年 4 月 1 日時点で、公務扶助料や遺族年金などの受給者（戦没者の妻や父母など）がないこと
- 戦没者が戦死した当時の家族で、1 人のみに支給

【支給順位】

- ①弔慰金受給権者
- ②子
- ③父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
- ④戦没者死亡時まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた三親等内親族（甥・姪など）

◆市では、支給対象となるご遺族向けに申請説明会を開催します

対象となるご遺族でまだ申請がお済みでない人は、次の説明会にご参加ください。

【とき】 10月4日(日)・12月12日(土)

- ①午前 10 時～
- ②午前 11 時～
- ③午後 1 時 30 分～
- ④午後 2 時 30 分～

※各回とも説明・申請書記入、計 1 時間程度。

【ところ】

ゆめぼりすセンター 2 階

【持ち物】 印鑑(スタンプ印は不可)・筆記用具

※前回受給者は「第 8 回、第 9 回特別弔慰金」の受給に関する書類

※戦没者の氏名、生年月日、死亡年月日、もとの身分（陸軍、海軍など）や戦没者が戦死した当時の家族全員（妻・子・父母・祖父母・孫・兄弟姉妹・甥姪）の氏名など、分かる範囲でかまいませんので、事前にお調べいただき、ご来場ください。

※説明会開催の後も随時申請を受け付けます。

【申請期限】 平成 30 年 4 月 2 日

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

～ウィークリー伊賀市～
9 月は「マイナンバー制度」などをお送りします。

お知らせ 国民健康保険被保険者証を
お送りします

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、9 月 30 日です。10 月 1 日から使える被保険者証は 9 月 15 日以降に順次、簡易書留郵便でお届けします。

10 月からは新しい被保険者証で診療を受けてください。

◆記載内容の確認をしてください

被保険者証が届いたら、住所・氏名などに誤りがないかをご確認ください。記載内容に誤りがある場合や被保険者証が届かない場合はご連絡ください。

◆有効期限の確認をしてください

有効期限は原則 1 年（平成 28 年 9 月 30 日まで）ですが、次の場合は期限が異なりますのでご注意ください。

① 75 歳になる人は、75 歳になる誕生日の前日まで

② 退職者医療被保険者の人は、65 歳になる月の月末まで（1 日生まれの人は前月末まで）

※退職被保険者の被扶養者は、退職被保険者本人か、被扶養者自身が 65 歳になる月のいずれか早いほうの月末まで（1 日生まれの人は前月末まで）

◆期限切れの被保険者証について

期限切れの被保険者証は、お手数ですが保険年金課または各支所住民福祉課の担当窓口へ返却するか、破棄してください。

◆臓器提供意思表示について

被保険者証の裏面には臓器提供意思表示欄があり、移植のための臓器提供意思を記入することができます。

【配達に関する問い合わせ】

日本郵便(株)上野郵便局

☎ 21-3232

※ 9 月 15 日(火)～ 29 日(火)の間に限る。

【問い合わせ】

保険年金課

☎ 22-9659 FAX 26-0151

ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組（ウィークリー伊賀市・文字放送）について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

【問い合わせ】 広聴情報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617

お知らせ 農地パトロール強化期間

農地の無断（違反）転用の防止・遊休農地の解消・優良農地の確保に努めるため、農業委員会では毎年 1 回、農地の利用状況調査を行っています。期間中は、この調査とともに農地パトロールを強化し、農地の利用状況や違反転用がないかなどを各地区の農業委員が巡回して確認します。

【実施期間】

10 月 1 日(木)～ 12 月上旬

【問い合わせ】

農業委員会事務局

☎ 43-2312 FAX 43-2313

お知らせ 国勢調査を実施します

国勢調査は、10 月 1 日現在で、日本に住んでいる全ての人と世帯が対象です。少子高齢化社会における日本の未来を考える上で、欠くことのできない最新の人口・世帯の情報を得るために実施します。

調査結果は、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

統計法では、正確な統計を作成するために、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められています。

※調査員をはじめとする国勢調査に従事する人には、統計法によって、個人情報保護のための厳格な守秘義務が課せられています。

※国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください。調査員は必ず「調査員証」を携帯し、「腕章」をつけることになっています。

【問い合わせ】

総務課

☎ 22-9601 FAX 24-2440

※今回からパソコンやスマートフォンでのオンライン回答が可能です。国勢調査 2015 キャンペーンサイト <http://kokusei2015.stat.go.jp/>

今月の納税

●納期限 9月30日(水)

納期限内に納めましょう

国民健康保険税（3期）

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

催し 生涯学習セミナー 2015 『万葉集と伊賀』(第3～5回)

万葉時代の伊賀に焦点をあて、万葉集に詠まれた和歌や、当時の風習・歴史との関係についてわかりやすく講演します。

◆第3回

【とき】 9月25日(金)

午後7時～8時30分

【演題】 「万葉時代の和歌と伊賀」

【講師】 大阪大谷大学

教授 竹谷 俊夫さん

◆第4回

【とき】 10月2日(金)

午後7時～8時30分

【演題】

「万葉時代の人々とその暮らし」

【講師】 静岡県文化・観光部世界

遺産センター

教授 内山 純蔵さん

◆第5回

【とき】 11月28日(土)

午後1時30分～3時

【演題】 「万葉人のこころ」

【講師】 京都大学大学院

准教授 佐野 宏さん

【ところ】 第3～5回ともハイトピア

伊賀 5階多目的大研修室

※申し込み不要

※ハイトピア伊賀の駐車場をご利用の場合は、講演時間中の駐車料金を市が負担します。ただし、台数に限りがあります。

※磁気誘導ループを設置します。車椅子での聴講も可能です。

【問い合わせ】

生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

催し あやま人権・同和問題 学習講座

一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる人権社会をめざして、講座を年4回開催しています。

【とき】 10月2日(金)

午後7時30分～

【ところ】

阿山保健福祉センター ホール

【演題】 「みんなで考えよう～子どもたちの明日を～」

【講師】

(公財) 反差別・人権研究所みえ

三輪 真裕美さん

【問い合わせ】 阿山公民館

☎ 43-0154 FAX 43-9019

お知らせ みえエコ通勤デー ～「エコパ」(みえエコ通勤パス) で地球温暖化防止～

9月30日から「みえエコ通勤デー」が始まります。

普段、マイカー通勤をしている人が水曜日にバスで通勤する場合、バス運賃が半額になります。事務局が発行する「パス」を降車時に提示することで、ご利用いただけます。

「エコパ」の申し込み方法や詳細は、お問い合わせいただくか、三重県のホームページをご覧ください。

【申込先・問い合わせ】

みえエコ通勤デー運営事務局

☎ 059-224-2770

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/ondanka/>

【問い合わせ】 総合政策課

☎ 22-9663 FAX 22-9672

お知らせ 秋の大型連休中の歯科診療

休日の急な歯の痛みや腫れなど、どうしても我慢できないときに次の歯科医院で診療を受けることができますので、ご利用ください。

なお、受診する前には電話で確認してから、健康保険証などを忘れずに持って行きましょう。

【診療時間】 午前9時～午後5時

【実施日・実施場所】

○ 9月21日(月祝)

木治歯科医院(比土 3213-1)

☎ 36-1255

○ 9月22日(火祝)

小倉歯科医院(中友田 780-7)

☎ 43-1022

○ 9月23日(水祝)

おかむら歯科(西明寺 697-1)

☎ 22-2555

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 22-9705 FAX 22-9673

催し いがまち人権パネル展

【とき】 9月8日(火)～24日(木)

午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。

【ところ】 いがまち人権センター

【内容】 「狭山事件」

狭山事件の鴨居の模型や各種資料を展示します。

【問い合わせ】

いがまち人権センター

☎ 45-4482 FAX 45-9130

お知らせ 要約筆記奉仕員の派遣

要約筆記奉仕員は、社会生活などにおけるコミュニケーションを文字にして伝えます。

※手話通訳者の派遣事業も行っています。

【派遣対象】

聴覚障がい、音声・言語機能障がいの手帳をお持ちで、社会生活をする上で必要なことならについて、意思を伝えるための仲介をする人がいない場合

※難病患者で同等の障がいが認められれば派遣対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【派遣地域】 市内(原則)

【利用料】 無料

※病院やそのほかの施設で駐車料金などが必要な場合は、依頼者負担となります。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9656 FAX 22-9662

お知らせ 秋の全国交通安全運動

【運動期間】

9月21日(月祝)～30日(水)

【運動の基本】

子どもと高齢者の交通事故防止

【運動の重点】

○夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)

○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○飲酒運転の根絶

◆交通事故死ゼロをめざす日

9月30日は交通事故死ゼロをめざす日です。記録の残る昭和43年以降、毎日、全国のどこかで交通事故死亡が発生しています。一人ひとりが交通ルールを守りましょう。

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641

伊賀の「いいね!」がいっぱい

facebook

伊賀市 公式
フェイスブックページ

QRコード ▶

